



RCR STD-30

小電力セキュリティシステム
の無線局の無線設備

SECURITY RADIO EQUIPMENT
FOR LOW POWER RADIO STATION

標 準 規 格

ARIB STANDARD

RCR STD-30 2.1版

平成 5年 6月 1日	策 定
平成 6年 2月28日	1. 1改定
平成 6年11月 4日	1. 2改定
平成11年 2月 2日	2. 0改定
平成17年11月30日	2. 1改定

社団法人 電 波 産 業 会

Association of Radio Industries and Businesses

ま え が き

社団法人電波産業会は、無線機器製造者及び利用者の参加を得て、各種の電波利用システムに関する無線設備の標準的な仕様等の基本的な技術的条件を「標準規格」として策定している。

標準規格は、周波数の有効利用及び他の利用者との混信の回避を図る目的から定められる国の技術基準と、併せて無線設備の適正品質、互換性の確保等、無線機器製造者及び利用者の利便を図る目的から策定される民間の任意基準をとりまとめて策定される民間の規格である。

本標準規格は、「小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備」について策定されたもので、策定段階における公正性及び透明性を確保するため、内外無差別に広く無線機器製造者、利用者等利害関係者の参加を得た当会の規格会議の総意により策定されたものである。

本標準規格が、無線機器製造者、利用者等に積極的に活用されることを希望する。

目 次

まえがき

第 1 章 一般事項	1
1.1 概 要	1
1.2 適用範囲	1
1.3 準拠文書	1
第 2 章 標準システム	2
2.1 システムの定義	2
2.2 システムの分類	2
2.3 標準システム	3
第 3 章 無線設備の技術的条件	4
3.1 一般条件	4
(1) 通信方式	4
(2) 通信の内容	4
(3) 区分	4
(4) 電波の型式	4
(5) 使用周波数	4
(6) 周波数切替方式	4
(7) 使用環境条件	5
3.2 送信装置	6
(1) 空中線電力	6
(2) 空中線電力の許容偏差	6
(3) 発振方式	6
(4) 周波数の許容偏差	6
(5) 変調方式	6
(6) 変調速度	6
(7) 符号形式	6
(8) 隣接チャンネル漏えい電力	6
(9) 占有周波数帯幅の許容値	7
(10) スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値	7
3.3 受信装置	8

(1) 符号基準感度	8
(2) 実効選択度におけるスプリアス・レスポンス	8
(3) 実効選択度における隣接チャンネル選択度	9
(4) 実効選択度における相互変調特性	9
(5) 局部発振器の周波数変動	9
(6) 副次的に発する電波等の限度	9
3.4 制御装置	9
3.4.1 混信防止機能	9
3.4.2 通信時間制限装置	9
3.4.3 識別装置	9
3.4.4 キャリアセンス	10
3.4.5 回線接続手順	10
3.5 電気通信回線設備との接続	10
3.6 空中線	10
(1) 空中線の構造	10
(2) 空中線の利得	10
3.7 その他	10
(1) 筐体	10
(2) 技術基準適合証明に係る表示	11
(3) 端末機器の技術基準適合認定に係る表示	11
第4章 測定法	12
参考 特定無線設備の技術基準適合証明に係る試験項目	13

改定履歴表

第 1 章 一般事項

1.1 概要

本標準規格は、電波法施行規則第 6 条第 4 項第 3 号に規定される小電力セキュリティシステムの無線局であって、主として火災、盗難その他非常の通報又はこれに付随する制御を行う「小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備」について規定したものである。

1.2 適用範囲

小電力セキュリティシステムの無線局は、図 1.1 に示す制御装置（有線側）を介して電気通信回線設備に接続し得る無線設備（以下「親機」という。）と、その通信の相手方となる無線設備（以下「子機」という。）に区分される。

本標準規格は、当該無線設備について規定したものである。

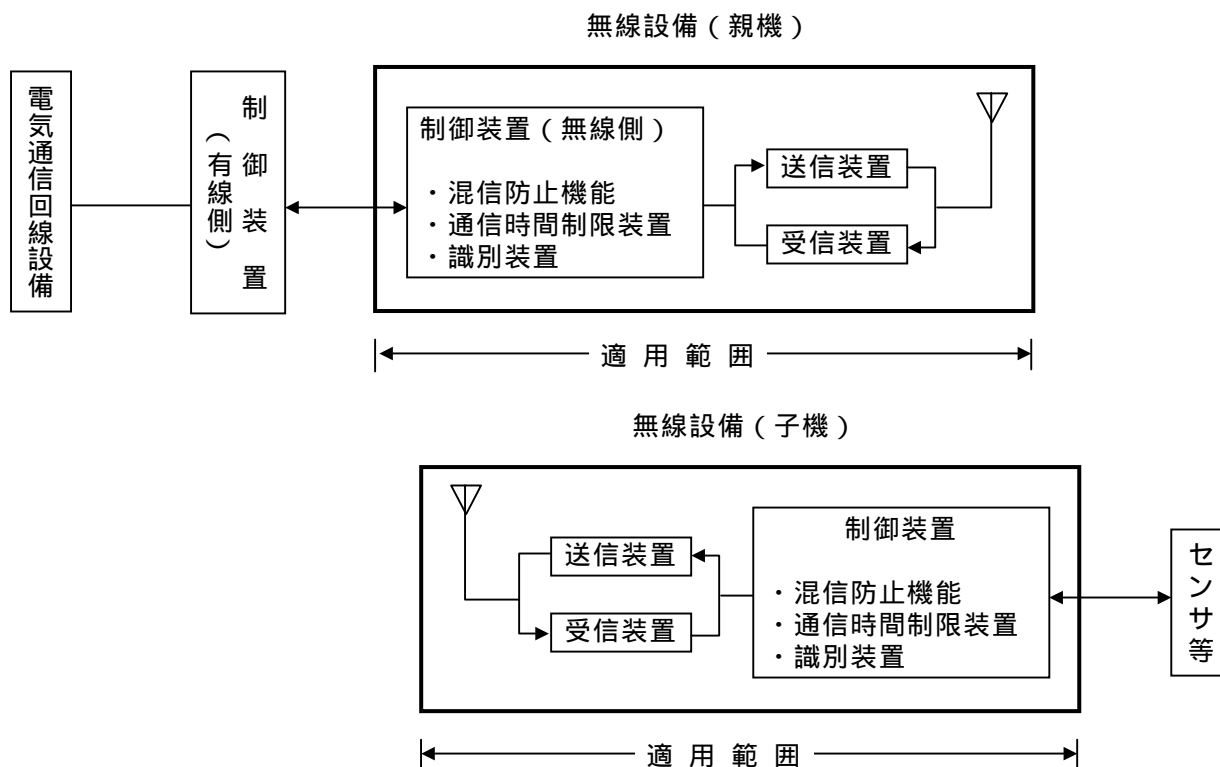


図 1.1 小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備の構成

1.3 準拠文書

本標準規格において、「施行」とは電波法施行規則を、「設備」とは無線設備規則を、「技適」とは特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則を、「端末」とは端末設備等規則を、「端末技適」とは端末機器の技術基準適合認定等に関する規則を、「告示」とは平成 12 年以前は郵政省告示をいい、平成 13 年以降は総務省告示をいう。

第2章 標準システム

2.1 システムの定義

小電力セキュリティシステムは、戸建て・集合住宅を含む家庭、スーパー・百貨店・金融機関等の店舗、事務所、工場施設、工事現場、学校・病院・展示会場等の公共空間及びその他（福祉施設、駐車場等）の屋内及び屋外で防犯・非常通報システム等の目的で使用される。取り扱う信号は、セキュリティに関するデジタル信号による情報とする。これは、センサ系の情報だけでなく、入退室管理用の電錠や電動シャッター用のリモコン等、制御系の情報も含まれる。

なお、付随する制御の範囲は、火災、盗難又はその他非常通報等のセキュリティ機能の動作又は設定に係る制御を行うものであって、システム設置場所（主として同一の敷地内又は建物内）における利用形態であることが適当である。

親機側では電気通信回線設備に接続するものとされていたが、同一の建物内に監視員等を配置し、セキュリティ情報を監視・制御するなど、電気通信回線設備を介しない利用形態のニーズが増加してきたため、平成17年省令改正により、電気通信回線設備への接続は任意となった。ただし、無線区間では電気通信回線設備の選択信号を扱わない。

基本的な小電力セキュリティシステムのシステム構成を、図2.1に示す。

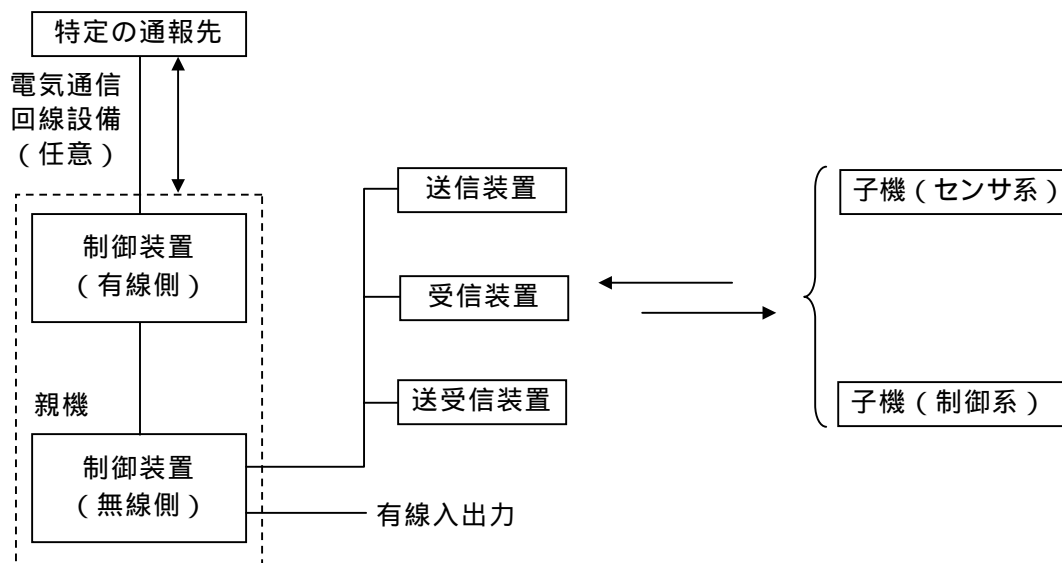


図 2.1 システム構成図

2.2 システムの分類

小電力セキュリティシステムは、その目的、用途、利用分野等に応じて多様なシステムがあるが、通信方式の基本型で分類すると、単向通信方式、単信方式、同報通信方式が考えられる。

それらの例をまとめて図2.2に示す。

型	通信方式	例	用途等
1	単向通信方式		<ul style="list-style-type: none"> ・汎用防犯システム ・ホームセキュリティ ・非常通報システム ・非常連絡システム ・徘徊老人保護システム
2	単信方式		<ul style="list-style-type: none"> ・業務用セキュリティシステム ・非常連絡システム ・自動探索システム
3	同報通信方式		<ul style="list-style-type: none"> ・汎用防犯システム ・ホームセキュリティ ・非常通報システム ・非常連絡システム

図 2.2 小電力セキュリティシステムの例

2.3 標準システム

小電力セキュリティシステムの無線局の標準システムは次に示すとおりである。

(1) モデル

小規模で情報量の少ないシステムに利用される。(伝送速度 1,200bps 程度)

(2) モデル

中規模で情報量の少ないシステムに利用される。(伝送速度 2,400bps 程度)

(3) モデル

大規模で情報量の多いシステムに利用される。(伝送速度 4,800bps 程度)

(4) モデル

大規模で情報量の多い複雑なシステムに利用される。(伝送速度 9,600bps 程度)

第3章 無線設備の技術的条件

3.1 一般条件

- (1) 通信方式 (設備・第49条の17)

通信方式は、単向通信方式、単信方式又は同報通信方式とする。

- (2) 通信の内容

通信の内容は、セキュリティに関するデジタル信号による情報の伝送を行うものであること。

- (3) 区分

小電力セキュリティシステムの無線設備は、その占有周波数帯幅及び隣接チャンネル間隔 F_s により、表 3.1 に示す 4 種類に区分する。

表 3.1 小電力セキュリティシステムの無線設備の区分

区分	占有周波数帯幅	隣接チャンネル間隔 F_s
型	4kHz 以下	12.5kHz
型	4kHz を超え 8.5kHz 以下	12.5kHz
型	8.5kHz を超え 12kHz 以下	25kHz
型	12kHz を超え 16kHz 以下	25kHz

- (4) 電波の型式 (施行・第6条)

電波の型式は、F1D、F2D 若しくは G1D とする。

- (5) 使用周波数 (施行・第6条)

使用周波数は、表 3.2 又は表 3.3 に示すとおりとする。

- (6) 周波数切替方式

周波数切替方式は、特に規定しない。

表 3.2 使用周波数

チャンネル 番 号	周波数 (MHz) (占有周波数帯幅が 8.5kHz 以下の場合に限る。)
1	4 2 6 . 2 5 0 0
2	4 2 6 . 2 6 2 5
3	4 2 6 . 2 7 5 0
4	4 2 6 . 2 8 7 5
5	4 2 6 . 3 0 0 0
6	4 2 6 . 3 1 2 5
7	4 2 6 . 3 2 5 0
8	4 2 6 . 3 3 7 5
9	4 2 6 . 3 5 0 0
10	4 2 6 . 3 6 2 5
11	4 2 6 . 3 7 5 0
12	4 2 6 . 3 8 7 5
13	4 2 6 . 4 0 0 0
14	4 2 6 . 4 1 2 5
15	4 2 6 . 4 2 5 0
16	4 2 6 . 4 3 7 5
17	4 2 6 . 4 5 0 0
18	4 2 6 . 4 6 2 5
19	4 2 6 . 4 7 5 0
20	4 2 6 . 4 8 7 5
21	4 2 6 . 5 0 0 0
22	4 2 6 . 5 1 2 5
23	4 2 6 . 5 2 5 0
24	4 2 6 . 5 3 7 5
25	4 2 6 . 5 5 0 0
26	4 2 6 . 5 6 2 5
27	4 2 6 . 5 7 5 0
28	4 2 6 . 5 8 7 5
29	4 2 6 . 6 0 0 0
30	4 2 6 . 6 1 2 5
31	4 2 6 . 6 2 5 0
32	4 2 6 . 6 3 7 5
33	4 2 6 . 6 5 0 0
34	4 2 6 . 6 6 2 5
35	4 2 6 . 6 7 5 0
36	4 2 6 . 6 8 7 5
37	4 2 6 . 7 0 0 0
38	4 2 6 . 7 1 2 5
39	4 2 6 . 7 2 5 0
40	4 2 6 . 7 3 7 5
41	4 2 6 . 7 5 0 0
42	4 2 6 . 7 6 2 5
43	4 2 6 . 7 7 5 0
44	4 2 6 . 7 8 7 5
45	4 2 6 . 8 0 0 0
46	4 2 6 . 8 1 2 5
47	4 2 6 . 8 2 5 0
48	4 2 6 . 8 3 7 5

表 3.3 使用周波数

チャンネル 番 号	周波数 (MHz) (占有周波数帯幅が 8.5kHz を超え 16kHz 以下の場合に 限る。)
1	4 2 6 . 2 6 2 5
2	4 2 6 . 2 8 7 5
3	4 2 6 . 3 1 2 5
4	4 2 6 . 3 3 7 5
5	4 2 6 . 3 6 2 5
6	4 2 6 . 3 8 7 5
7	4 2 6 . 4 1 2 5
8	4 2 6 . 4 3 7 5
9	4 2 6 . 4 6 2 5
10	4 2 6 . 4 8 7 5
11	4 2 6 . 5 1 2 5
12	4 2 6 . 5 3 7 5
13	4 2 6 . 5 6 2 5
14	4 2 6 . 5 8 7 5
15	4 2 6 . 6 1 2 5
16	4 2 6 . 6 3 7 5
17	4 2 6 . 6 6 2 5
18	4 2 6 . 6 8 7 5
19	4 2 6 . 7 1 2 5
20	4 2 6 . 7 3 7 5
21	4 2 6 . 7 6 2 5
22	4 2 6 . 7 8 7 5
23	4 2 6 . 8 1 2 5
24	4 2 6 . 8 3 7 5

(7) 使用環境条件

使用環境条件は特に定めない。

3.2 送信装置

- (1) 空中線電力 (施行・第6条)

空中線電力 (通常の動作中の送信装置から空中線系の給電線に供給される電力であって、変調において用いられる最低周波数の周期に比較して十分長い時間にわたって平均された空中線電力をいう。) は、10mW 以下とする。

- (2) 空中線電力の許容偏差 (設備・第14条)

空中線電力の許容偏差 ((1)の空中線電力からの許容することができる最大の偏差をいう。) は、+20%、-50%とする。

- (3) 発振方式 (設備・第49条の17)

発振方式は、水晶発振方式又は水晶発振により制御する周波数シンセサイザ方式とする。

- (4) 周波数の許容偏差 (設備・別表第1号)

周波数の許容偏差 (発射によって占有する周波数帯の中央の割当周波数からの許容することができる最大の偏差をいう。) は、標準符号化試験信号 (符号長 511 ビットの 2 値擬似雑音を繰り返す信号をいう。) を変調入力信号とし、平均値で測定して、表 3.4 のとおりとする。

なお、無変調搬送波を送出する機能を有する装置については、無変調搬送波の測定によることができるものとする。

表 3.4 周波数の許容偏差

区分	周波数の許容偏差
型	$\pm 10 \times 10^{-6}$
型	$\pm 4 \times 10^{-6}$
型	$\pm 10 \times 10^{-6}$
型	$\pm 4 \times 10^{-6}$

- (5) 変調方式

変調方式は、規定しない。

- (6) 変調速度

変調速度は、規定しない。

- (7) 符号形式

符号形式は、規定しない。

- (8) 隣接チャネル漏えい電力 (設備・第49条の17)

隣接チャネル漏えい電力 (搬送波の周波数から規定の周波数間隔離れた隣接チャネルの一定帯域内に輻射される電力をいう。) は、変調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、搬送波の周波数から隣接チャネル間隔 F_s 離れた周波数を中

心にした規定の周波数帯幅 F_b の 2 倍の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 40dB 以上低いものとする。

規定の周波数帯幅 F_b は、表 3.5 のとおりとする。

表 3.5 規定の周波数帯幅 F_b

区分	規定の周波数帯幅 F_b
型	2kHz
型	4.25kHz
型	6kHz
型	8kHz

(9) 占有周波数帯幅の許容値

(設備・別表第 2 号)

占有周波数帯幅(その上限の周波数を超えて輻射され及びその下限の周波数未満において輻射される平均電力が、それぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の 0.5% に等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。)の許容値は、変調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、表 3.6 のとおりとする。

表 3.6 占有周波数帯幅の許容値

区分	占有周波数帯幅の許容値
型	4kHz
型	8.5kHz
型	12kHz
型	16kHz

(10) スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値

ア 定義

(施行・第 2 条第 1 項)

「スプリアス発射」とは、必要周波数帯外における一又は二以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで低減することができるものをいい、高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積を含み、帯域外発射を含まないものとする。

(同項第 63 号)

「帯域外発射」とは、必要周波数帯に近接する周波数の電波の発射で情報の伝送のための変調の過程において生ずるものをいう。(同項第 63 号の 2)

「不要発射」とは、スプリアス発射及び帯域外発射をいう。(同項第 63 号の 3)

「スプリアス領域」とは、帯域外領域の外側のスプリアス発射が支配的な周波数帯をいう。
(同項第 63 号の 4)

「帯域外領域」とは、必要周波数帯の外側の帯域外発射が支配的な周波数帯をいう。(同項第 63 号の 5)

(設備・別表第 3 号)

「スプリアス発射の強度の許容値」とは、無変調時において給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射の平均電力により規定される許容値をいう。(同号 1(1))

「不要発射の強度の許容値」とは、変調時において給電線に供給される周波数ごとの不要発射の平均電力により規定される許容値をいう。(同号 1(2))

イ 平成 17 年 12 月 1 日以降適用される許容値 (設備・第 7 条、別表第 3 号)

帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、その平均電力が $2.5 \mu\text{W}$ 以下である値とする。

ただし、経過措置がある。(設備・附則(平成 17 年 8 月 9 日総務省令第 119 号)による。)

ウ 平成 17 年 11 月 30 日以前の無線設備規則に基づく許容値

(10) スプリアス発射の強度の許容値 (設備・第 7 条)

スプリアス発射(必要周波数帯外における 1 又は 2 以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで低減することができるものをいい、高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積を含み、必要周波数帯に近接する周波数の電波の発射で情報の伝送のための変調の過程において生ずるものを含まないものをいう。)の強度の許容値は、変調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、平均電力で測定して $2.5 \mu\text{W}$ 以下とする。

なお、無変調搬送波を送出する機能を有する装置については、無変調搬送波の測定にすることができるものとする。

(RCR STD-30 2.0 版)

3.3 受信装置

(1) 符号基準感度

符号基準感度(送信装置の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号で変調された希望波を加えた場合において、装置の出力のビット誤り率が 1×10^{-2} となるために必要な受信機入力電圧をいう。)は、 $3\text{dB} \mu\text{V}$ 以下とする。

(2) 実効選択度におけるスプリアス・レスポンス

実効選択度におけるスプリアス・レスポンス(符号基準感度より 3dB 高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、変調のない妨害波(規定の隣接チャンネル間隔より離れた周波数)を加えた場合において、装置の出力のビット誤り率が 1×10^{-2} となるときのその妨害波入力電圧と符号基準感度との比をいう。)は、 40dB 以上とする。

(3) 実効選択度における隣接チャンネル選択度

実効選択度における隣接チャンネル選択度（符号基準感度より 3dB 高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、希望波から規定の隣接チャンネル間隔だけ離れた符号長 32,767 ビットの 2 値擬似雑音を繰り返す信号で変調された妨害波を加えた場合において、装置の出力のビット誤り率が 1×10^{-2} となるときのその妨害波入力電圧と符号基準感度との比をいう。）は、30dB 以上とする。

(4) 実効選択度における相互変調特性

実効選択度における相互変調特性（符号基準感度よりも 3dB 高い希望波入力電圧を加えた状態の下で相互変調を生ずる関係にある各妨害波にあって希望波から規定隣接チャンネル間隔 F_s 及び F_s の 2 倍だけ離れた無変調波を加えた場合において、装置の出力のうちビット誤り率 1×10^{-2} となるときのその妨害波入力電圧と符号基準感度との比をいう。）は、40dB 以上とする。

(5) 局部発振器の周波数変動

局部発振器の周波数変動（局部発振器の発振周波数の最大変動幅をいう。）は、型及び型にあっては $\pm 10 \times 10^{-6}$ 以内とし、型及び型にあっては $\pm 4 \times 10^{-6}$ 以内とする。

(6) 副次的に発する電波等の限度 （設備・第 24 条）

副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が 4nW 以下であること。

3.4 制御装置

制御装置は、次の機能並びに通信時間制限装置及び識別装置を備えるものとし、電気通信回線設備に接続する場合にはインタフェース装置を備えるものとする。

3.4.1 混信防止機能 （施行・第 6 条の 2）

（設備・第 9 条の 4）

主として同一の構内において使用される無線局の無線設備であって、識別符号（通信の相手方を識別するための符号であって、電波法第 8 条第 1 項第 3 号に規定する識別信号以外のものをいう。）を自動的に送信し、又は受信する機能。

3.4.2 通信時間制限装置 （設備・第 49 条の 17）

電波を発射してから 3 秒以内にその電波の発射を停止し、かつ、2 秒を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。

3.4.3 識別装置 （端末・第 9 条）

（告示・平成 6 年第 424 号）

識別装置（電波の特性からくる誤接続、誤課金を防止するため、識別符号（端末設備等規則第 9 条第 1 号の規定による端末設備に使用される無線設備を識別するための符号であって、通信路の

設定に当たってその照合が行われるものをいう。)が必要である。)は、受信した電波から識別符号を検出できるものであること。

3.4.4 キャリアセンス (端末・第 9 条)
(告示・平成 6 年第 424 号)

無線設備にキャリアセンスの備え付けを要しない。

3.4.5 回線接続手順

回線接続手順は、特に規定しない。

3.5 電気通信回線設備との接続 (端末・第 9 条)
(告示・平成 6 年第 424 号)

(1) 識別符号

識別符号の符号長は、48 ビットで構成するものとする。

(2) 選択信号

無線区間においては、電気通信設備の選択信号(通報先信号)の伝送は禁止し、親機に接続する制御装置(有線側)においてのみ取り扱うものとする。

(3) 電気通信回線設備とのインタフェース条件

電気通信回線設備とのインタフェース条件は、端末設備等規則に定める技術基準(第一種電気通信事業者が定める技術的条件を含む。)に適合したものであること。

3.6 空中線

(1) 空中線の構造 (設備・第 49 条の 17)

空中線の構造は、給電線及び接地装置を有しないものとする。

(2) 空中線の利得

送信装置の空中線の利得は、規定しない。

3.7 その他

(1) 筐体 (設備・第 49 条の 17)

(端末・第 9 条)

(告示・平成 4 年第 323 号)

(告示・平成 6 年第 424 号)

無線設備は一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、次に示すものは、この限りでない。

ア 電源設備

- イ 制御装置（通信時間制限装置及び識別装置を除く。）
 - ウ 送信装置及び受信装置の動作の状態を表示する表示器
 - エ 音量調整器及びスケルチ調整器
 - オ 周波数切替装置
 - カ 送受信の切替器
 - キ 識別符号設定器及びデータ信号附属装置その他これに準ずるもの
 - ク 受信専用空中線
 - ケ 操作器
- (2) 技術基準適合証明に係る表示 （技適・第 8 条）
無線設備の見易い箇所に規定された様式の技術基準適合証明に係る表示を行うこと。
- (3) 端末機器の技術基準適合認定に係る表示 （端末技適・第 10 条）
無線設備の見易い箇所に規定された様式の端末機器の技術基準適合認定に係る表示を行うこと。

第 4 章 測定法

測定法は、技適・別表第 1 号 1(3)に規定する総務省告示(注 1)によるものとする。ただし、これに定める以外の項目については、一般に行われている方法によるものとする。

(注 1) 本標準規格 2.1 版改定時点(平成 17 年 11 月 30 日)では、平成 16 年 1 月 26 日総務省告示第 88 号「特性試験の試験方法」を指すが、その後、その告示及び告示に記載の内容が改定された場合は、最新版によるものとする。

参考 特定無線設備の技術基準適合証明に係る試験項目

小電力セキュリティシステムの無線設備の技術基準適合証明に係る試験項目は、次の掲げるとおりである。

なお、詳細については、第4章を参照のこと。

送信装置

周波数の偏差

占有周波数帯幅

スプリアス発射又は不要発射の強度(平成17年11月30日以前は、スプリアス発射の強度)

空中線電力の偏差

隣接チャンネル漏洩電力

受信装置

副次的に発する電波等の限度

その他の装置

送信時間制限装置

混信防止機能

標準規格改定履歴表

STD 番号 : RCR STD-30

規格名 : 小電力セキュリティシステムの無線局

策定年月日 : 1993年6月1日

<注> 関連省令、告示等：平成4年郵政省令第21号（電波法施行規則の一部改正）

平成4年郵政省令第22号（無線設備規則の一部改正）

平成4年郵政省告示第321及び323号 / 平成5年郵政省告示第266号

改定番号	改定年月日	改定内容	記事
	1993.9.9	・正誤表発行	第18回規格委員会報告
1.1	1994.2.28	・副次的に発する電波等の限度の改定（頁8）	第20回規格委員会決定 ・無線設備規則の改正（平成4年郵政省令第79号）に伴うもの
1.2	1994.11.4	・識別符号のビット数等の改定（頁2、13）	第5回書面規格委員会決定 ・郵政省告示の改正（平成6年第424号）に伴うもの
2.0	1999.2.2	<ul style="list-style-type: none"> ・準拠文書を原告示で表記等の整理 ・「目次3.4(1)」中の「呼出符号記憶装置」を「混信防止機能」に改定 ・目次中の「3.7(2)呼出符号等に係る表示」を削除し、3.7節の以下の項番を繰り上げ ・図1.1中の「呼出符号記憶装置」を「混信防止機能」に改定 ・3.3(6)中の「電波は」を「電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は」に改定 	<ul style="list-style-type: none"> 第23回規格会議決定 ・準拠文書の表記等の整理、準拠文書の明記 ・無線設備規則の改正（平成10年郵政省令第87号）等に伴うもの ・電波法施行規則の改正（平成10年郵政省令第86号）に伴うもの ・無線設備規則の改正（平成10年郵政省令第87号）等に伴うもの ・無線設備規則の表現に整合

		<ul style="list-style-type: none"> ・「3.4 制御装置」中の「呼出符号記憶装置、通信」を「次の機能並びに通信」に改定 ・「3.4.1 呼出符号記憶装置」の規定を全文削除し、「3.4.1 混信防止機能」を新たに規定 ・「3.4.3 識別装置」中の「第8条の2」を「第9条」に改定し、かつ、「自局の識別符号と同一の」を削除 ・「3.5(1)識別符号」中の「識別符号は」を「識別符号の符号長は」に改定 ・3.7(1)イ中の「呼出符号記憶装置、」を削除 ・「3.7(2)呼出符号等に係る表示」の規定を全文削除し、3.7節の以下の項番を繰上げ ・「第4章測定法」中の「無線設備検査検定協会」を「テレコムエンジニアリングセンター」に改定 ・「参考」中の「特定小電力無線局」を「小電力セキュリティシステム」に改定し、「その他の装置」中の「呼出符号記憶装置」を「混信防止機能」に改定 ・その他の誤記訂正 	<ul style="list-style-type: none"> ・無線設備規則の改正（平成10年郵政省令第87号）等に伴うもの ・電波法施行規則等の改正（平成10年郵政省令第86号及び87号）及び告示の廃止（平成10年第517号）に伴うもの ・端末設備等規則の改正（平成5年郵政省令第64号）に伴うもの、その他 ・郵政省告示（平成6年第424号）の表現に整合 ・無線設備規則の改正（平成10年郵政省令第87号）等に伴うもの ・電波法施行規則の改正（平成10年郵政省令第86号）に伴うもの ・証明機関の名称変更 ・無線設備規則の改正（平成10年郵政省令第87号）及び告示の廃止（平成10年第517号）に伴うもの等
2.1	2005.11.30	<ul style="list-style-type: none"> ・「1.1 概要」中の「電気通信回線設備に接続して、」を削除 ・「1.2 適用範囲」中の「及び制御装置（有線側）に接続される」を削除し、その代わりに「を介して電気通信回線設備に接続し得る」を追加 	<p>第60回規格会議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波法施行規則の改正（平成17年総務省令第118号）に伴うもの ・電波法施行規則の改正（平成17年総務省令第118号）

		<ul style="list-style-type: none"> ・「1.3 準拠文書」において 「技適」を「特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則」から「特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則」に改定し、「端末技適」を「端末機器の技術基準適合認定に関する規則」から「端末機器の技術基準適合認定等に関する規則」に改定し、「告示」を「郵政省告示」から「平成 12 年以前は郵政省告示、平成 13 年以降は総務省告示」に改定 ・「2.1 システムの定義」中に取り扱う情報の種類の説明を追加 ・「2.1 システムの定義」中の「電気通信回線設備に接続するものとする」を「電気通信回線設備に接続するものとされていたが、同一の建物内に監視員等を配置し、セキュリティ情報を監視・制御するなど、電気通信回線設備を介しない利用形態のニーズが増加してきたため、平成 17 年省令改正により、電気通信回線設備への接続は任意となった」に改定 ・図 2.1 中の「電気通信回線設備」の部分に「(任意)」という記載を追加 ・3.2(10)を「スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値」とし、「ア 定義」及び「イ 平成 17 年 12 月 1 日以降適用される許容値」を追加し、経過措置のため、従来の許容値の記載も「ウ 平成 17 年 11 月 30 日以前の無線設備規則に基づく許容値」に残すように改定 ・「3.3(2) 実効選択度におけるスプリアス・レスポンス」の括弧内の末尾の「妨害波入力電圧と基準感度との比をいう」を「妨害波入力電圧と符号基準感度との比をいう」に改定 ・「3.3(4) 実効選択度における相互変調特性」の括弧内の最初の「基準感度」を「符号基準感度」に改定 ・「3.3(4) 実効選択度における相互変調特性」の括弧内の末尾の「妨害波入力電圧と希望波入力電圧 	<p>号)に伴うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連規則の名称の改正等に伴うもの ・取り扱う情報の種類の明確化のため ・電波法施行規則の改正(平成 17 年総務省令第 118 号)に伴うもの ・電波法施行規則の改正(平成 17 年総務省令第 118 号)に伴うもの ・無線設備規則の改正(平成 17 年総務省令第 119 号)に伴うもの ・符号基準感度との比であることの明確化のため ・符号基準感度であることの明確化のため ・誤記訂正
--	--	---	--

		<p>との比をいう」を「妨害波入力電圧と符号基準感度との比をいう」に改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「3.3(6) 副次的に発する電波等の限度」の中の「4,000 $\mu\mu\text{W}$」を「4nW」に改定 ・「3.7(2) 技術基準適合証明に係る表示」の関連規則を「技適・第6条」から「技適・第8条」に改定 ・「3.7(3) 端末機器の技術基準適合認定に係る表示」の関連規則を「端末技適・第7条」から「端末技適・第10条」に改定 ・第4章の測定法を「技適・別表第1号1(3)に規定する総務省告示によるものとする」に改定 ・「参考 特定無線設備の技術基準適合証明に係る試験項目」を告示の試験項目に合わせるように改定 ・その他誤記訂正等 	<ul style="list-style-type: none"> ・無線設備規則の表現に整合 ・特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の改正に伴うもの ・端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の改正に伴うもの ・測定法を告示参照とする ・告示の試験項目との整合のため
--	--	--	--

社団法人 電波産業会
 規格会議 事務局あて
 FAX: 03-3592-1103 E-MAIL: std@arib.or.jp
 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-4-1 日土地ビル 14 階

標準規格に関する提案等連絡書

標準規格 名称(番号)	小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備 (RCR STD-30)		
連 絡 者 記 入 欄			
氏名：	発信期日	年 月 日	
TEL:	FAX:	E-mail:	
会社名 部署名			
ページ、項目	(ご提案等の内容を具体的に記して下さい。)		
(回 答)	事務局記入欄		
	受付期日	年 月 日	
区分：	受付整理番号	-	
	記 事		

標準規格に関するご質問は、本様式にご記入の上、お送り下さい。
 英文で記入される場合には、和文も併記されるようお願いします。

小電力セキュリティシステム
の無線局の無線設備
標準規格
RCR STD-30 2.1版

平成 5年 8月 1.0版第1刷発行
平成 7年 2月 1.2版第1刷発行
平成 8年 9月 1.2版第2刷発行
平成11年 2月 2.0版第1刷発行
平成12年10月 2.0版第2刷発行
平成13年12月 2.0版第3刷発行
平成17年11月 2.1版第1刷発行

発行所

社団法人 電 波 産 業 会
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-1
日土地ビル14階

電 話 03-5510-8590
F A X 03-3592-1103
